

## 質疑・回答書

告示番号	件 名	螢ヶ池公園施設改修工事
No	質疑事項	回 答
1	<p>6号代価表の混合廃棄物(比重1.0以上)(株)マルサンとなっていますが、(株)マルサンに問い合わせたところ、比重等は関係なく、混合廃棄物の場合は現物を見なければ、金額は決められないとの業者の回答でした。</p> <p>設計はどのような金額の設定にされているのですか。</p> <p>実際に設計金額で処分できない場合は、変更契約の対象となりますか。</p>	<p>ご指摘の通り(株)マルサンの単価に比重は関係ありません。他社の参考見積りでは、比重の規定もあるため、比重1.0以上と表示しています。変更契約については、協議の上、対応します。</p>
2	<p>パーゴラは「鋼橋門扉等工場原価」に該当します。とありますが、</p> <p>土木工事積算基準によると、別途製作する標識柱(F型柱、WF型柱、オーバーヘッド式)の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の扱いに準ずるものとする。(t当りの製作単価として取扱う場合)</p> <p>デザインポール(発注者仕様に基づき個別製作する照明柱)の取扱いは、鋼橋門扉等工事原価の扱いに準ずるものとする。との記載があります。</p> <p>今回の工事の製品は、現場説明事項及び図面から判断して、納品業者のカタログ製品で重量530kgの製品であると判断できます。鋼橋門扉等工場原価に該当しないと考えるのが、妥当だと思いますが、どのような判断で、鋼橋門扉等工場原価に該当するとされたのか、教えて頂きたい。</p>	<p>パーゴラは「鋼橋門扉等工場原価」に該当するものと判断しています。</p>

## 質疑・回答書

告示番号	件 名	蜜ヶ池公園施設改修工事
No	質疑事項	回 答
3	<p>ベンチ、パーゴラの製品について、実勢価格と称して、値引き価格にて設計されているようですが、どのような判断で価格設定されているのでしょうか。</p> <p>物価資料に載っている製品以外を同等に値引きされると、業者からの納品価格より設計価格の方が安くなる場合は、実勢価格といえるのか疑問です。</p> <p>建設物価の掲載価格の解説にも、ベンチ・スツール、休養・付帯施設は取引数量 10基程度とされています。</p> <p>1基、2基では物価資料の金額が適用できないことは、当然理解しておられるかとおもいますが、そのような設計価格を設定して頂けていないと思われま。</p> <p>また、据付費、運搬費は人件費ですので、製品と同じように設計価格を下げるのは妥当ではありませんし、実際に据付費、運搬費は見積価格より安くなりません。その分の差額は落札業者が負担することになりますが、ご理解いただいた上での、設計価格なのでしょうか。</p>	<p>建設工事積算基準[資料]1-14に基づき算出しています。据付費、運搬費も製品と同等の扱いとしています。</p>
4	<p>28号代価表歩車道境界ブロックで材料が歩車道境界ブロック歩道切下部兵庫県型 200/208×100×600溝付 となっていますが、この製品でないと、いけないのでしょうか。単価がわかりません。</p>	<p>製品は同等品とします。積算単価は阪和コンクリート工業(株)(072-241-1667)の製品を採用しています。</p>

## 質疑・回答書

告示番号	件名	蛭ヶ池公園施設改修工事
No	質疑事項	回答
5	賃貸建設機械の設計で長期割引ありで計算されていますが、長期割引は賃貸期間が1ヶ月以上のものが対象となっています。今回の工事の施工量では1ヶ月以上賃貸することは考えにくいですが、なぜ長期割引ありで計算されているのか、理由を教えてください。	事業者が年間を通じて工事を行うことを条件として、長期割引を適用しています。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
FAX 06-6858-7225  
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp